2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字鮎田字菅ノ沢一八七三、一九三六の一、一九三八の一、一九四一、字平沢一八九九の一、字向田一九四三、大字林字セバ入六九五の二、一五〇二の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　栃木県日光市山久保一六五六、一六五七、一六五九から一六六一まで、一六六四から一六六八まで、一六七一から一六七七まで、一六八一、一六八二、一六八四、一六八七から一六九一まで、一六九八の一、一六九九の一、一七〇一の一、一七〇二の一、一七〇三、一七〇四の一、一七〇五の一、大田原市八塩字東山六七九の一五、六七九の一六、六七九の一八、六七九の一九、六七九の二四から六七九の二六まで、六七九の二八、六七九の二九、六七九の三一、六七九の三四から六七九の三六まで、六七九の四二、六七九の六九、六七九の七〇、六七九の七五から六七九の七九まで、六七九の八二から六七九の八四まで、六七九の九四、六七九の九九、六七九の一〇二、六七九の一一八、六七九の一二〇から六七九の一二二まで、六七九の一二五、六七九の一三一から六七九の一三三まで、六七九の一三九、六七九の一四一から六七九の一五八まで、六七九の一六三、六七九の一六四、六七九の一六七、六七九の一六九、六七九の二〇〇、芳賀郡茂木町大字福手字梨沢一、二七の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁並びに関係市役所及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　栃木県日光市長畑字十郎平三九四九、三九五〇の一、三九五一の一、三九五二、字エノ木ケ沢三九五三の一、三九五三の二、三九五四から三九五七まで、三九五八の一から三九五八の三まで、三九五九の一、三九五九の二、三九六〇から三九六六まで、三九六七の一から三九七〇まで、三九七二から三九七四まで、字橋掛沢三九七五、三九七六、字古畑三九七九、三九九八、字羽根志三九八〇の一、三九八三から三九八六まで、字鳴山三九八七の一、三九八七の二、三九八八、字カンスケ三九九〇、字春奈平鳥屋三九九三、三九九四、字元越度三九九五の一から三九九五の六まで、三九九六、三九九七、字松原四〇〇五、字大滝平四〇〇六、四〇〇七、字西ノ入沢四〇〇八の一、四〇〇八の二、四〇〇八の六から四〇〇八の八まで、四〇〇九から四〇一二まで、四〇一三の一、四〇一三の二、字鳥居沢四〇一三の四、四〇一四、字落合一一九八、一一九九の一から一一九九の六まで、一二〇一、四〇一五、四〇一六の一、四〇一六の二、四〇一七、四〇一八の一、四〇一九から四〇二五まで、字藤倉沢四〇二六の一、四〇二七、四〇二九、四〇三〇、字カンカラ四〇三一から四〇三五まで、字広久保四〇三六の一、四〇三八の二、字鳥屋向沢四〇三七の一、四〇三七の四、四〇三七の五、四〇三七の七、四〇三七の八、四〇三七の一〇から四〇三七の一三まで、字志路手四〇四一、字大鳥屋沢四〇四四の一、四〇四五から四〇四九まで、四〇五一から四〇五三まで、四〇五五、四〇五六、四〇五七の一、字シギテ四〇五八、四〇五九、字黒岩四〇六二の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(3)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百七十七号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

本則の表利率の欄中「一・六パーセント」を「一・四パーセント」に改める。

附則第三項の表中「一・八パーセント」を「一・六パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十一年十二月九日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。